租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示

租税特別措置法施行令第四十三条第三項の規定により国土交通大臣が指定する特定国際船舶は、次の各号のいずれかに該当する処分等であって、出港の制限を伴うものを受けたことのないものとする。

一　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十二条第三項に規定する処分

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十条の三第三項に規定する命令若しくは差止め

三　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の三第三項に規定する通告又は同条第四項に規定する命令若しくは差止め

四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十三第一項、同条第二項において準用する同法第十九条の三十一第二項、第十九条の五十一第一項から第三項まで及び同条第四項において準用する同法第十九条の四十八第二項に規定する命令又は差止め

五　船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十二条の二第一項及び第二項に規定する命令

六　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十五条第一項及び同条第二項において準用する同法第二十二条第三項に規定する命令又は差止め

七　次に掲げる条約に基づき締約国が行った前各号に相当する処分等

イ　千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約

ロ　千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約

ハ　二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約

ニ　二千六年の海上の労働に関する条約

ホ　千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

ヘ　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約

ト　千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

○国土交通省告示第六百四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

別表一第三号中「同郡更別村字更別南一線」を「同道中川郡幕別町忠類共栄」に改め、同表中第百十一号を第百十五号とし、第百一号から第百十号までを四号ずつ繰り下げ、同表第百号中「都町字山口」を「水引町字草道」に改め、同号を同表第百四号とし、同表中第九十九号を第百三号とし、第八十九号から第九十八号までを四号ずつ繰り下げ、同表第八十八号中「高田甲」を「岩松甲」に改め、同号を同表第九十二号とし、同表中第八十七号を第九十一号とし、第八十二号から第八十六号までを四号ずつ繰り下げ、同表第八十一号中「東広島市西条町馬木から同市」を「呉市阿賀中央四丁目から東広島市」に改め、同号を同表第八十五号とし、同表中第八十号を第八十四号とし、第七十九号を第八十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十三	浜田三隈道路（一般国道九号のうち浜田市原井町から同市西村町までの区間の道路をいう。）

別表一中第七十八号を第八十一号とし、第五十六号から第七十七号までを三号ずつ繰り下げ、同表第五十五号中「京都府船井郡京丹波町才原野田までの区間の道路及び京都府船井郡京丹波町須知から」を削り、同号を同表第五十八号とし、同表中第五十四号を第五十七号とし、第四十五号から第五十三号までを三号ずつ繰り下げ、同表第四十四号中「道路及び」を「道路、」に改め、「上切町までの区間の道路」の下に「及び福井市重立町三十字上沖田から福井県吉田郡永平寺町谷口までの区間の道路」を加え、同号を同表第四十七号とし、同表中第四十三号を第四十六号とし、第三十五号から第四十二号までを三号ずつ繰り下げ、同表第三十四号中「神奈川県高座郡寒川町宮山までの区間の道路、海老名市中新田字二番河原から北本市石戸宿までの区間の道路、久喜市菖蒲町上大崎字中手城から同市北青柳字深町」を「茨城県猿島郡境町大字西泉田字上野原」に、「千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通」を「成田市吉岡字来光台」に改め、同号を同表第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七	新湘南バイパス（一般国道一号のうち藤沢市城南五丁目から茅ヶ崎市柳島字向川原までの区間の道路をいう。）

別表一中第三十三号を第三十五号とし、第十五号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同表第十四号中「金浦字唐蚊の森」を「象潟町小滝字梨ノ木台」に改め、同号を同表第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六	余目酒田道路（一般国道四十七号のうち山形県東田川郡庄内町跡字殿腰から酒田市東町二丁目までの区間の道路をいう。）

別表一中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六	北見道路（一般国道三十九号のうち北見市北上から同市端野町川向までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第六百五号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を次のように改正し、平成二十八年度予算に係る国の補助金から適用する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

別表注1中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

○海上保安庁告示第十九号

国際海事機関が採択した国際信号書を海上保安庁交通部安全課等に備え置いて縦覧に供する件及び分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

（国際海事機関が採択した国際信号書を海上保安庁交通部安全課等に備え置いて縦覧に供する件の一部改正）

第一条　国際海事機関が採択した国際信号書を海上保安庁交通部安全課等に備え置いて縦覧に供する件（昭和四十四年海上保安庁告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「安全課等」を「航行安全課等」に改める。

本則中「交通部安全課」を「交通部航行安全課」に、「交通安全課」を「交通航行安全課」に改める。

（分離通航方式に関する告示の一部改正）

第二条　分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三号中「交通部安全課」を「交通部航行安全課」に、「交通安全課」を「交通航行安全課」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部二、八〇〇円（本体二、六〇〇円）　（配送料別）